

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 14日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県大船渡市立根町字細野23-3

氏 名 株式会社アトラス
代表取締役 佐々木高徳

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0192-27-1286

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他のその処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 アトラス
事業場の所在地	岩手県大船渡市立根町字細野23-3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業(とび・土工工事業)(解体工事業)・産業廃棄物処理業
② 事業の規模	前年度売上高 491百万円
③ 従業員数	27名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	① 木くず→①自社処理(破碎)→再資源化 ②委託処理 ② がれき類(コガラ・アカガラ)→①自社処理(破碎)→再資源化 ②委託処理 ③ 廃プラスチック類→①自社処理(破碎・圧縮梱包)→委託処理 ②委託処理 ④ 金属くず→自社処理(切断圧縮)→再資源化 ⑤ 廃石膏ボード→委託処理(管理型埋立) ⑥ ガラス陶磁器くず→委託処理(安定型埋立) ⑦ 繊維くず→委託処理(中間処理) ⑧ 燃殻→委託処理(管理型埋立) ⑨ がれき類→委託処理(管理型埋立)(安定型埋立) ⑩ 石綿含有産業廃棄物→委託処理(管理型埋立)(管理型埋立) ⑪ 水銀使用製品産業廃棄物→委託処理(中間処理)

(日本工業規格 A列4番)



(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
産業廃棄物の種類	-	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない			
【目標】			
産業廃棄物の種類	-	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

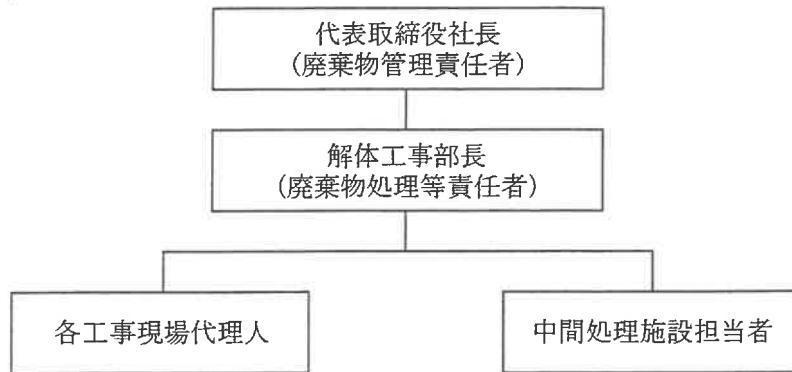
【前年度（令和4年度）実績】				別紙のとおり
産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t			
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t			
(これまでに実施した取組) 分別解体の徹底				
【目標】				
産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t			
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t			
(今後実施する予定の取組) 現場から発生した木くず・がれき類(コンクリートガラ・アスファルトガラ)は、 自社での中間処理を行い、再利用する。				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度(年度) 実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度(令和 4 年度) 実績】			別紙のとおり
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
(これまでに実施した取組) 分別解体の徹底				

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



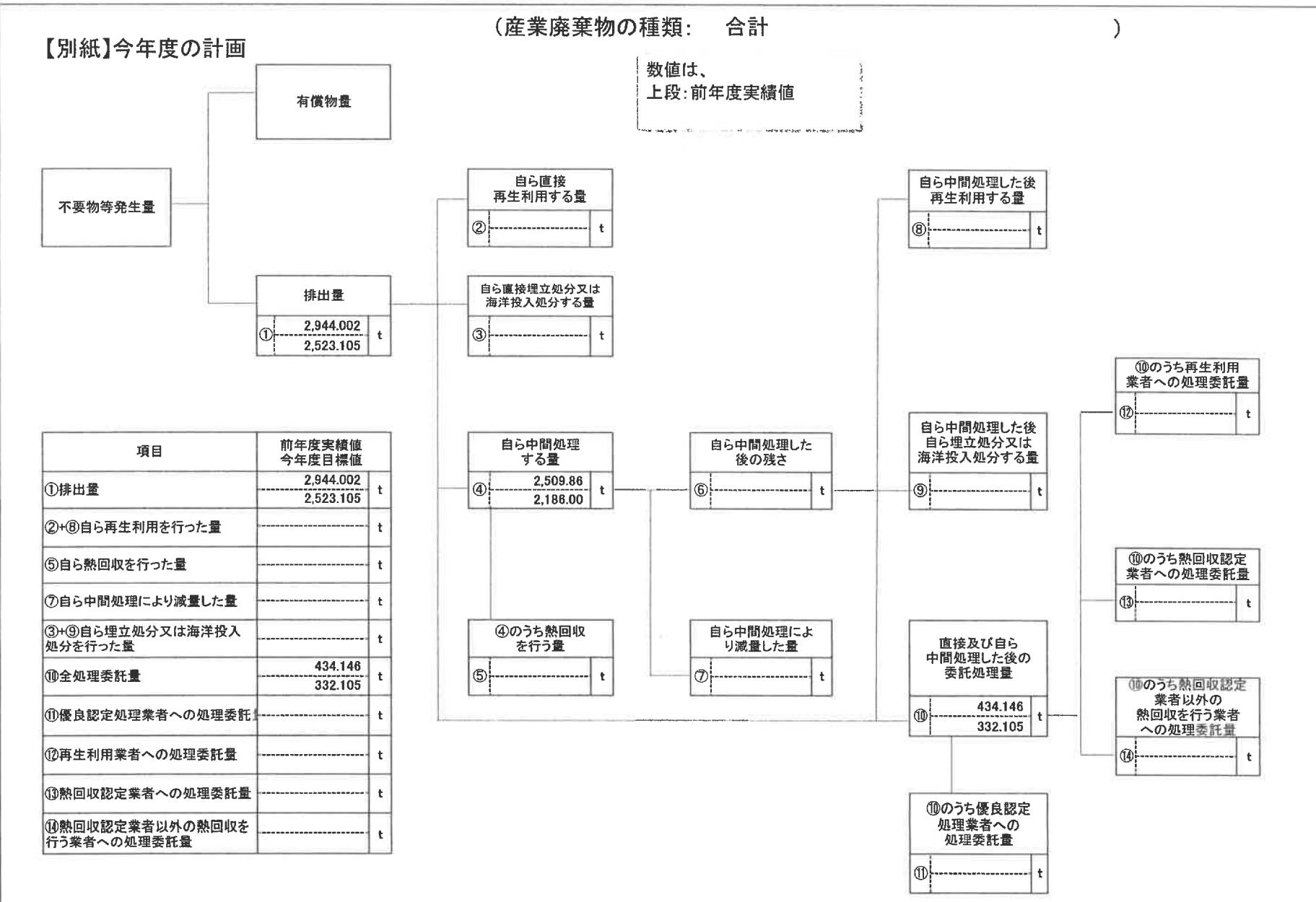
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

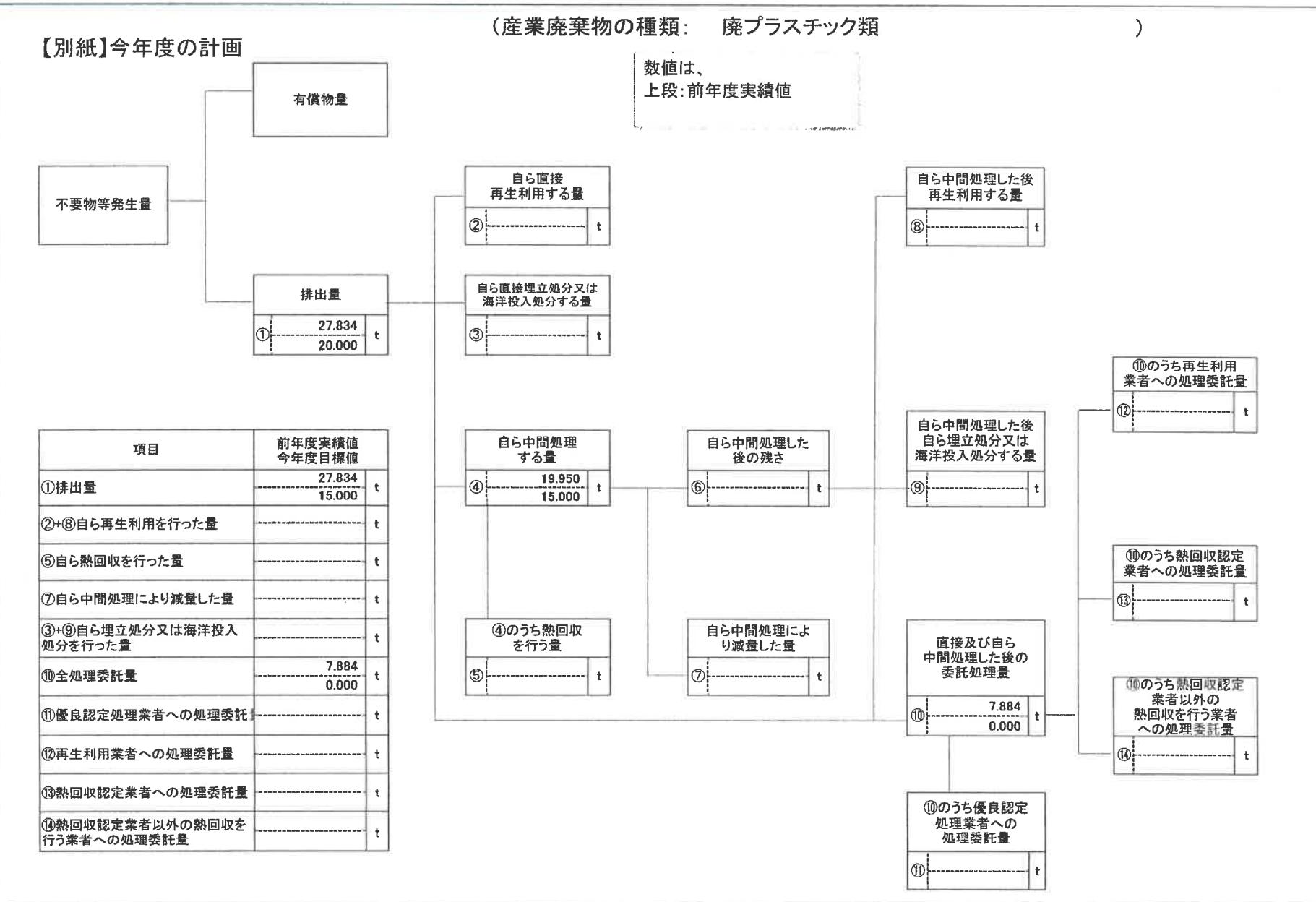
	【前年度（令和4年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t		t
①現状	(これまでに実施した取組) 分別解体による再資源化			
②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 排 出 量 t t (今後実施する予定の取組) 分別解体を更に徹底、混合廃棄物の削減、再資源化を図る。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別解体の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ① 下請業者へ分別の徹底を図るよう指導する ② 現場での分別を徹底し、工場内で廃棄物を再度チェックし、混合廃棄物の発生を抑える ③ 手作業による分別解体を促進し、最終処分量を抑制し、リサイクル率を上げる

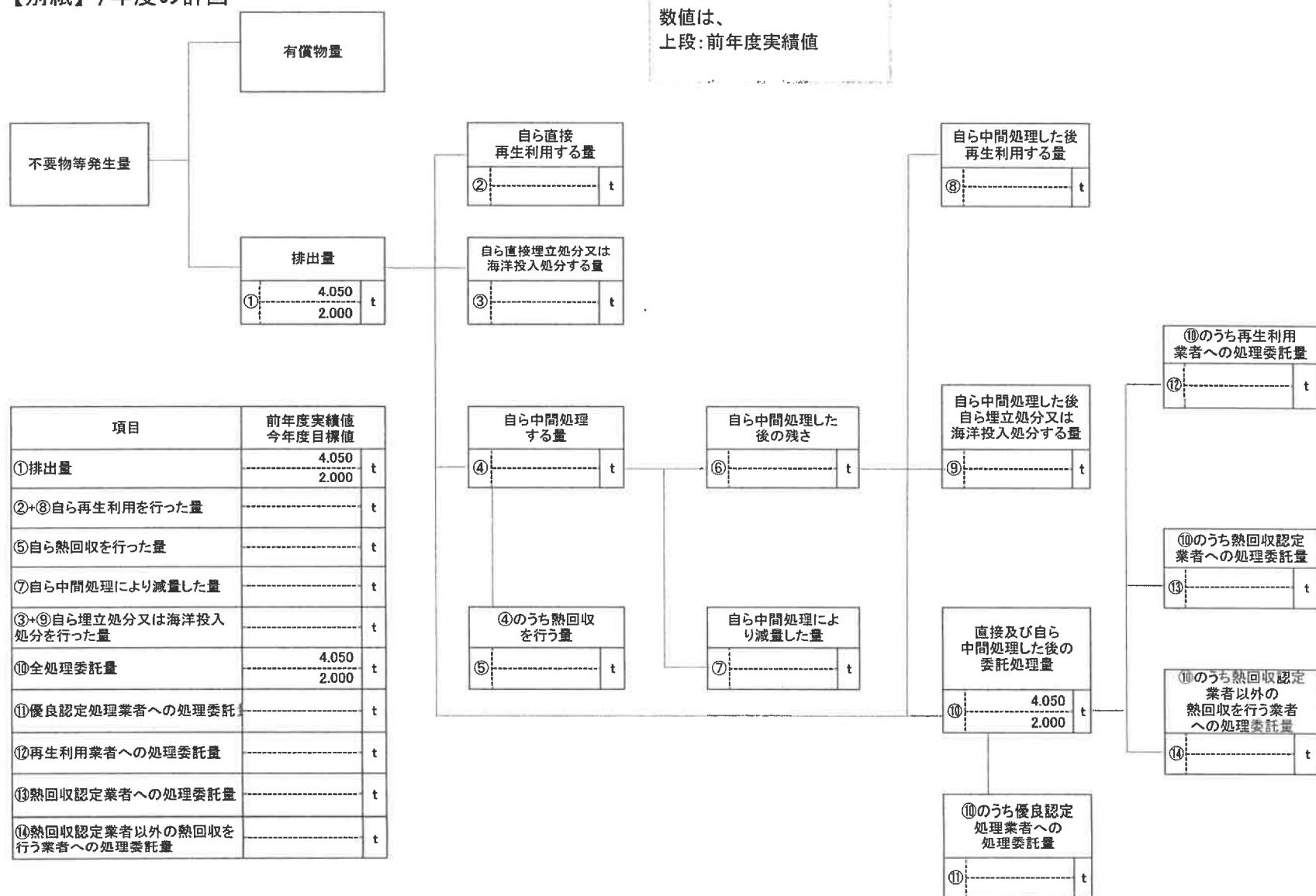
【目標】		
産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 分別解体の徹底 優良認定処理業者・再生利用業者への処理委託を検討する 自社処理出来る廃棄物は、処理委託を削減する		
②計画		
※事務処理欄		





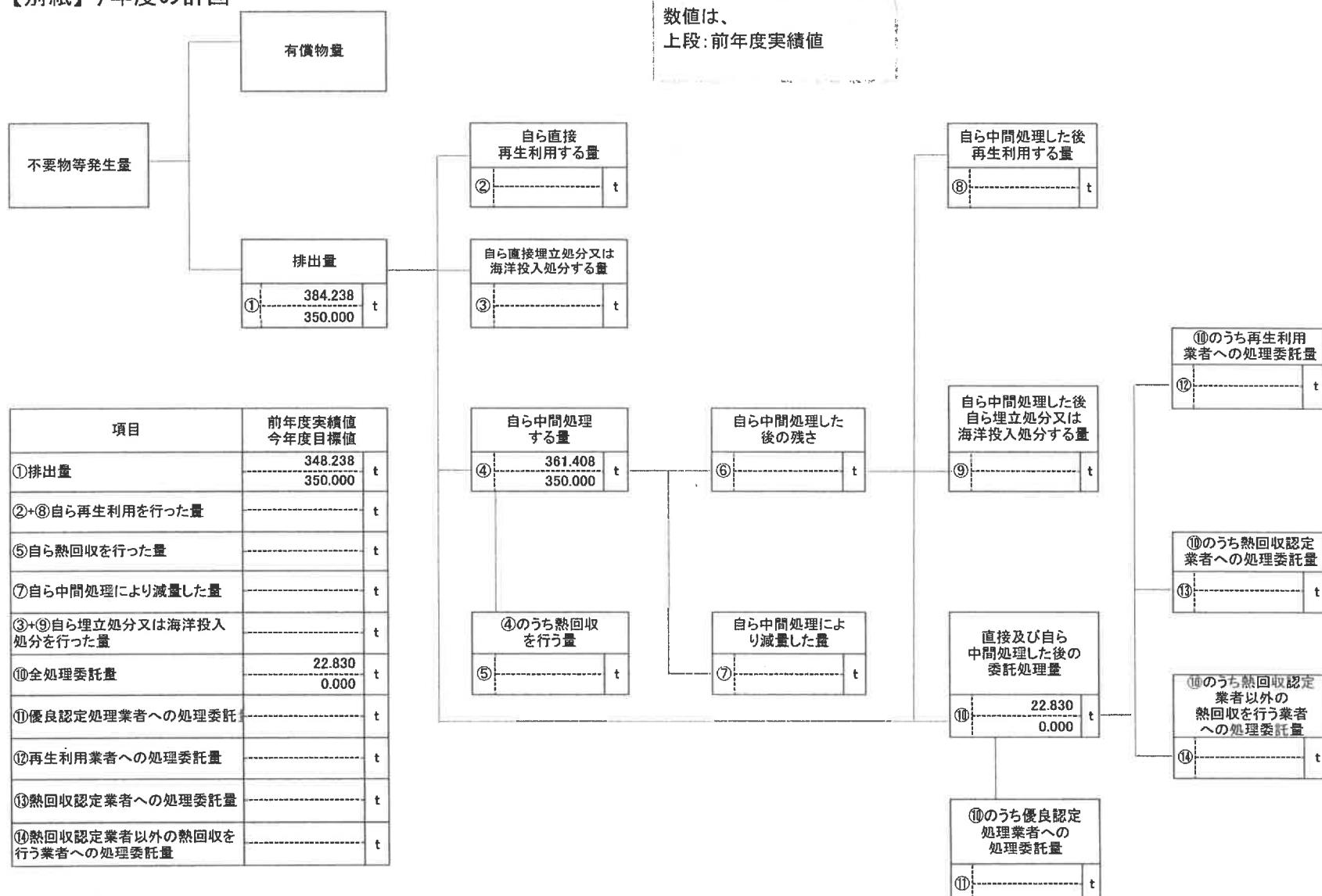
(産業廃棄物の種類: 紙くず)

【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類: 木くず)

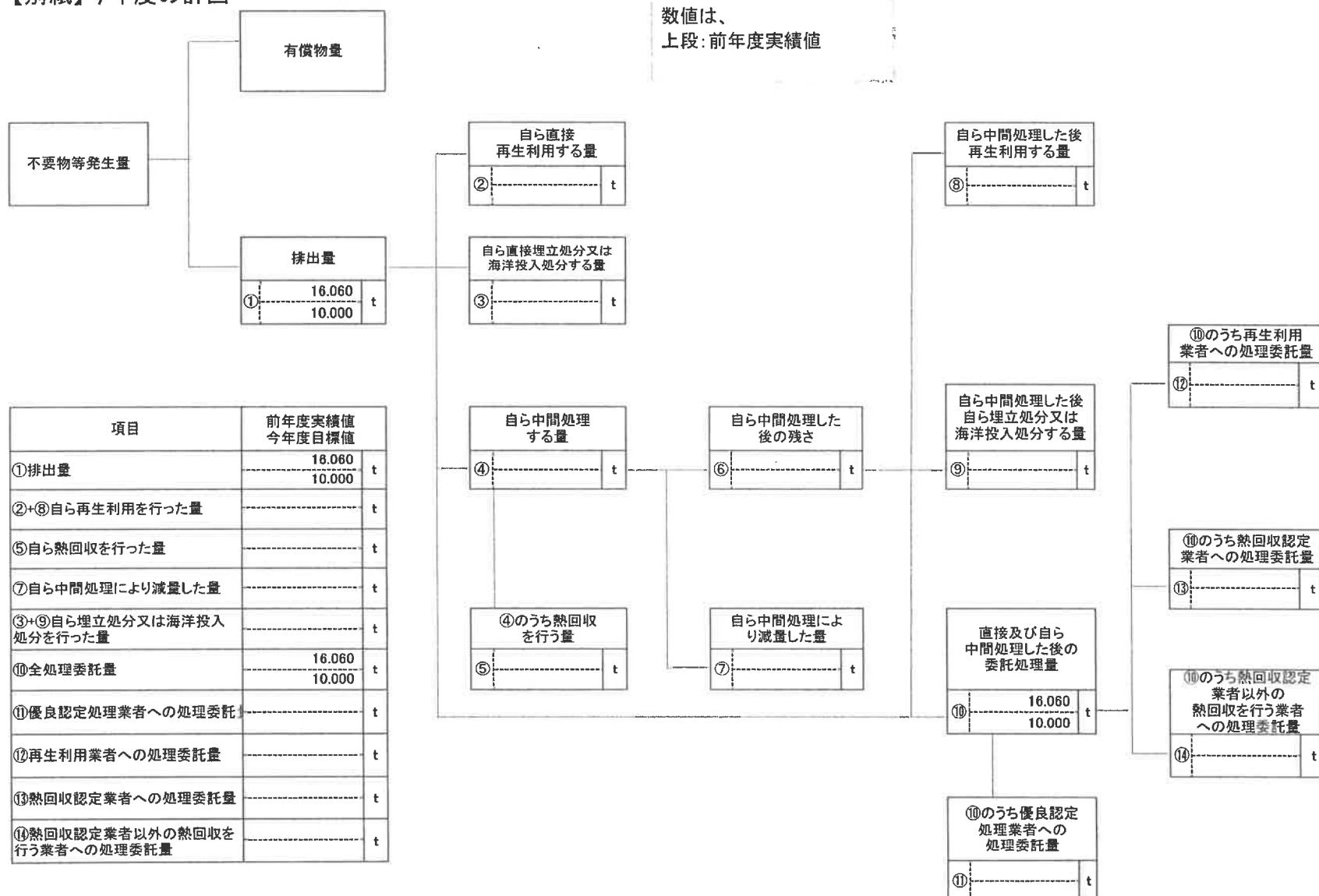
【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類： 繊維くず)

【別紙】今年度の計画

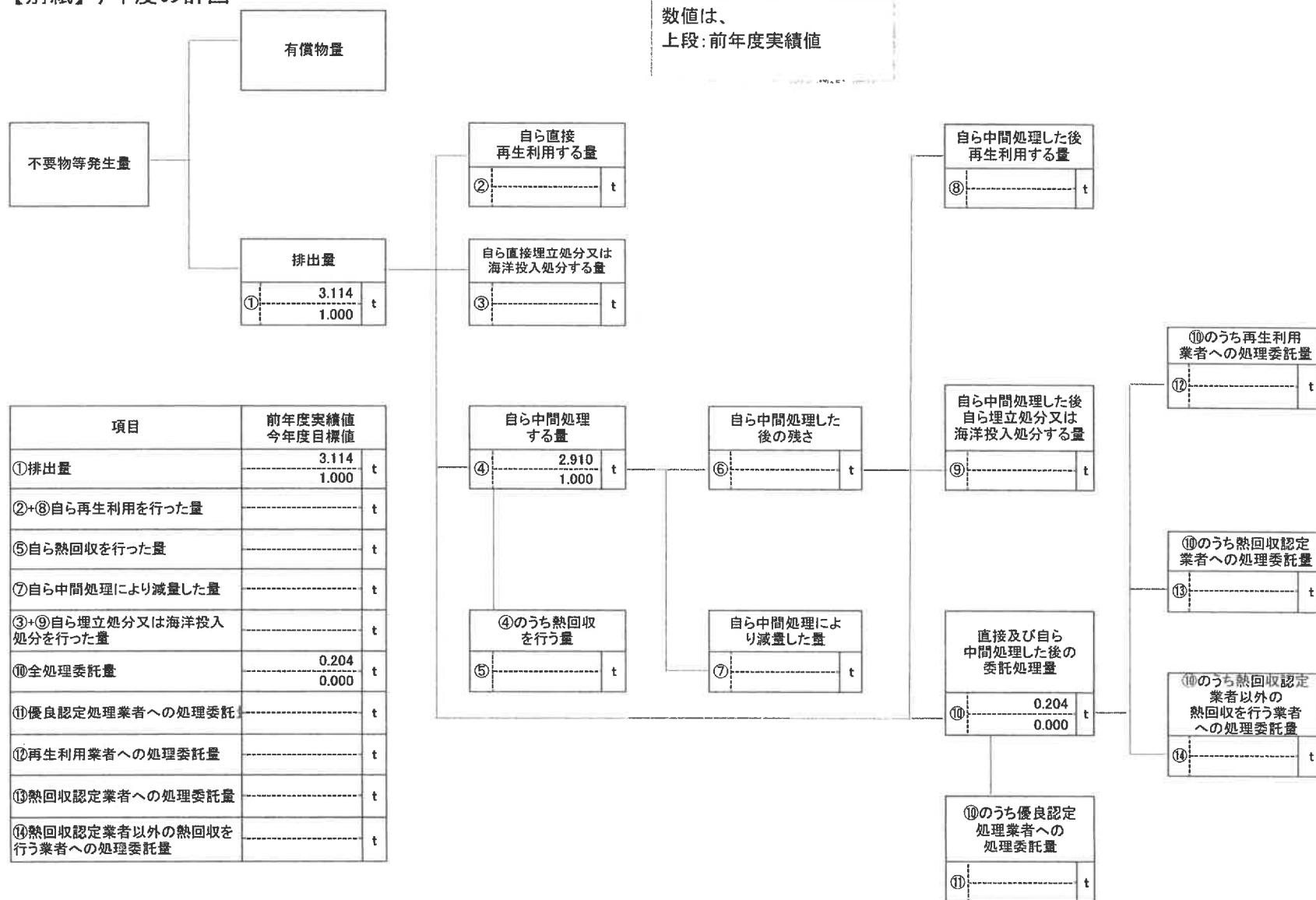
数値は、
上段: 前年度実績値



(産業廃棄物の種類: 金属くず)

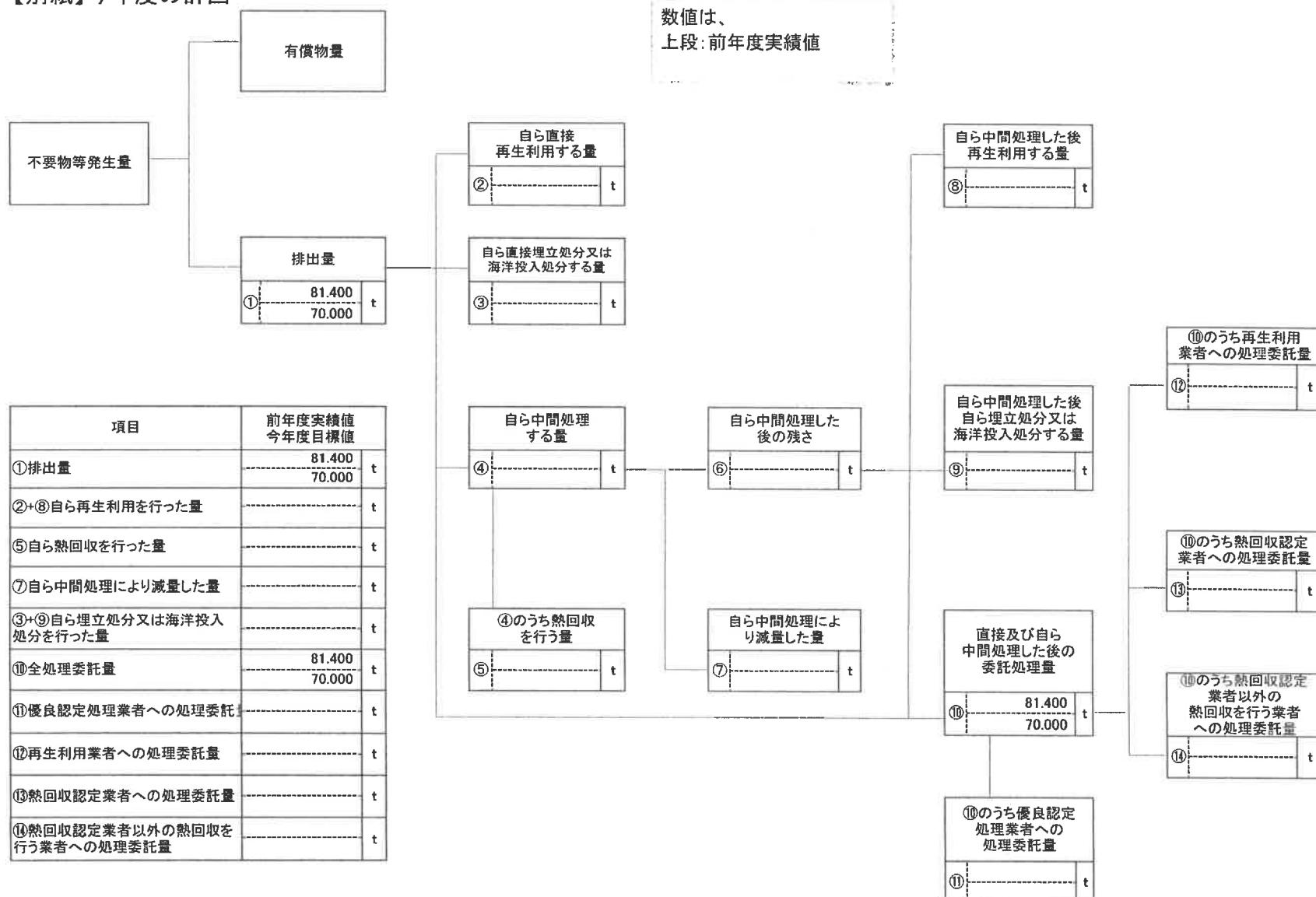
【別紙】今年度の計画

数値は、
上段: 前年度実績値



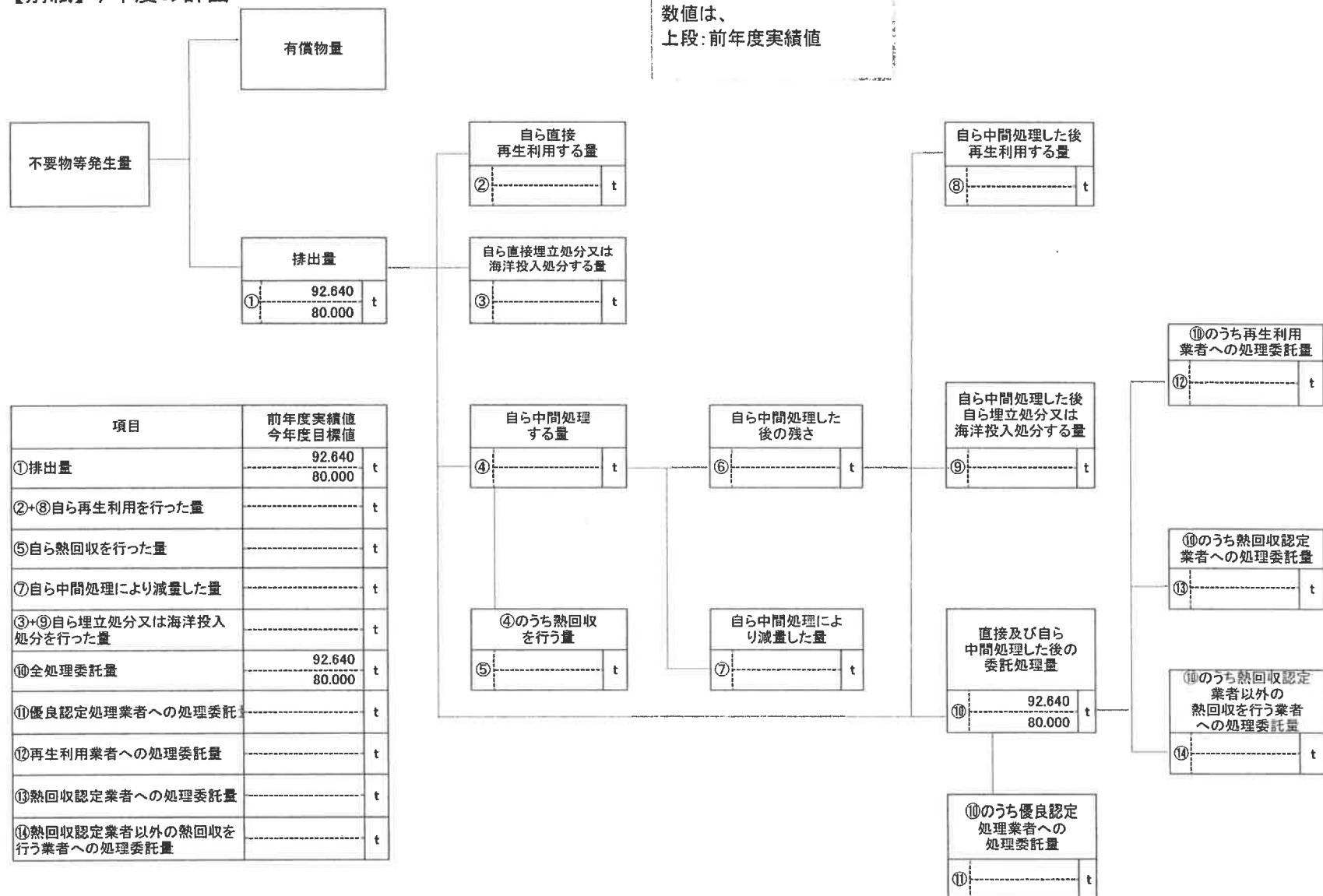
(産業廃棄物の種類: 廃石綿ボード)

【別紙】今年度の計画



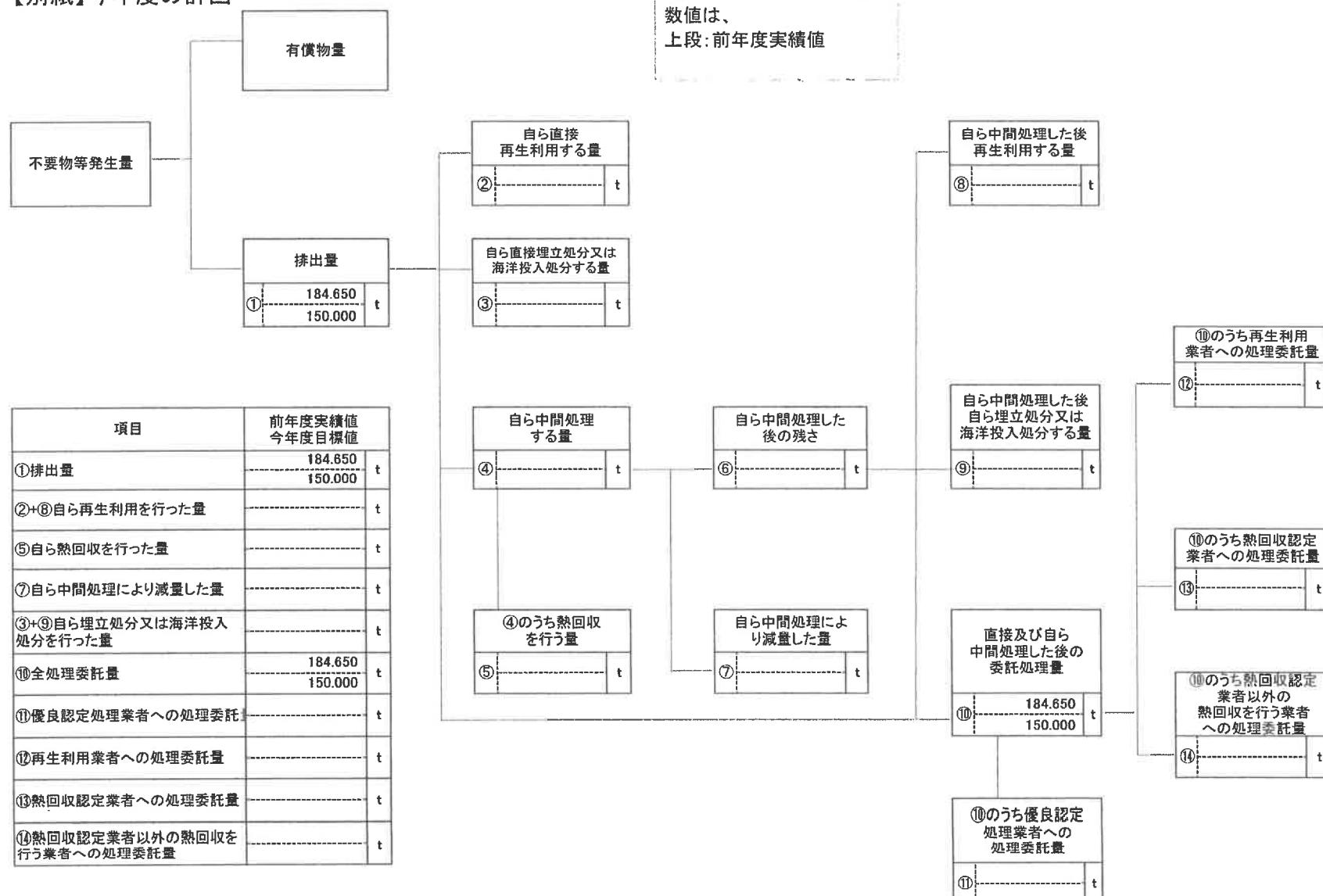
(産業廃棄物の種類: ガラス陶磁器くず)

【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類: がれき類)

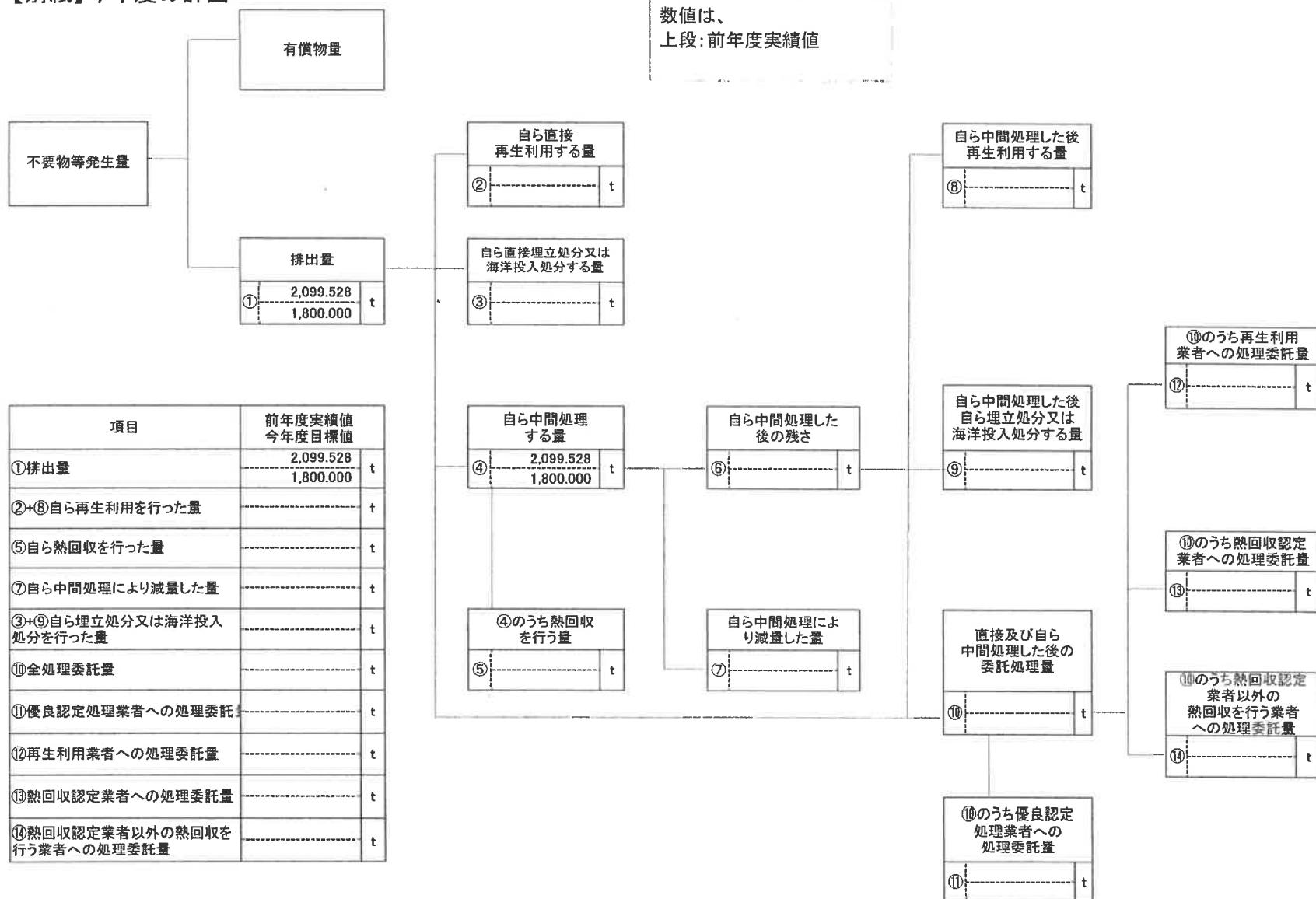
【別紙】今年度の計画



【別紙】今年度の計画

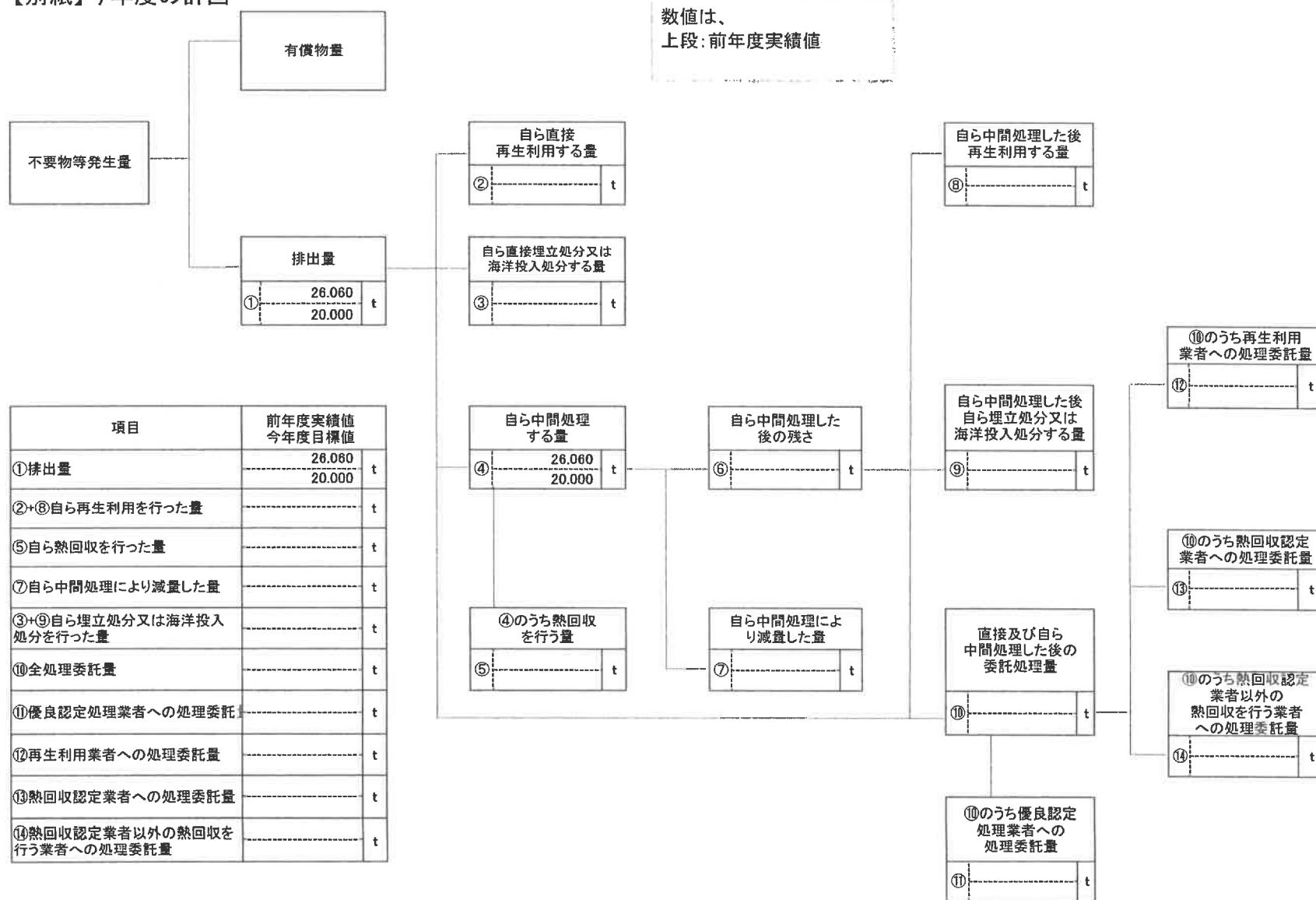
(産業廃棄物の種類: コンクリートがら)

数値は、
上段: 前年度実績値



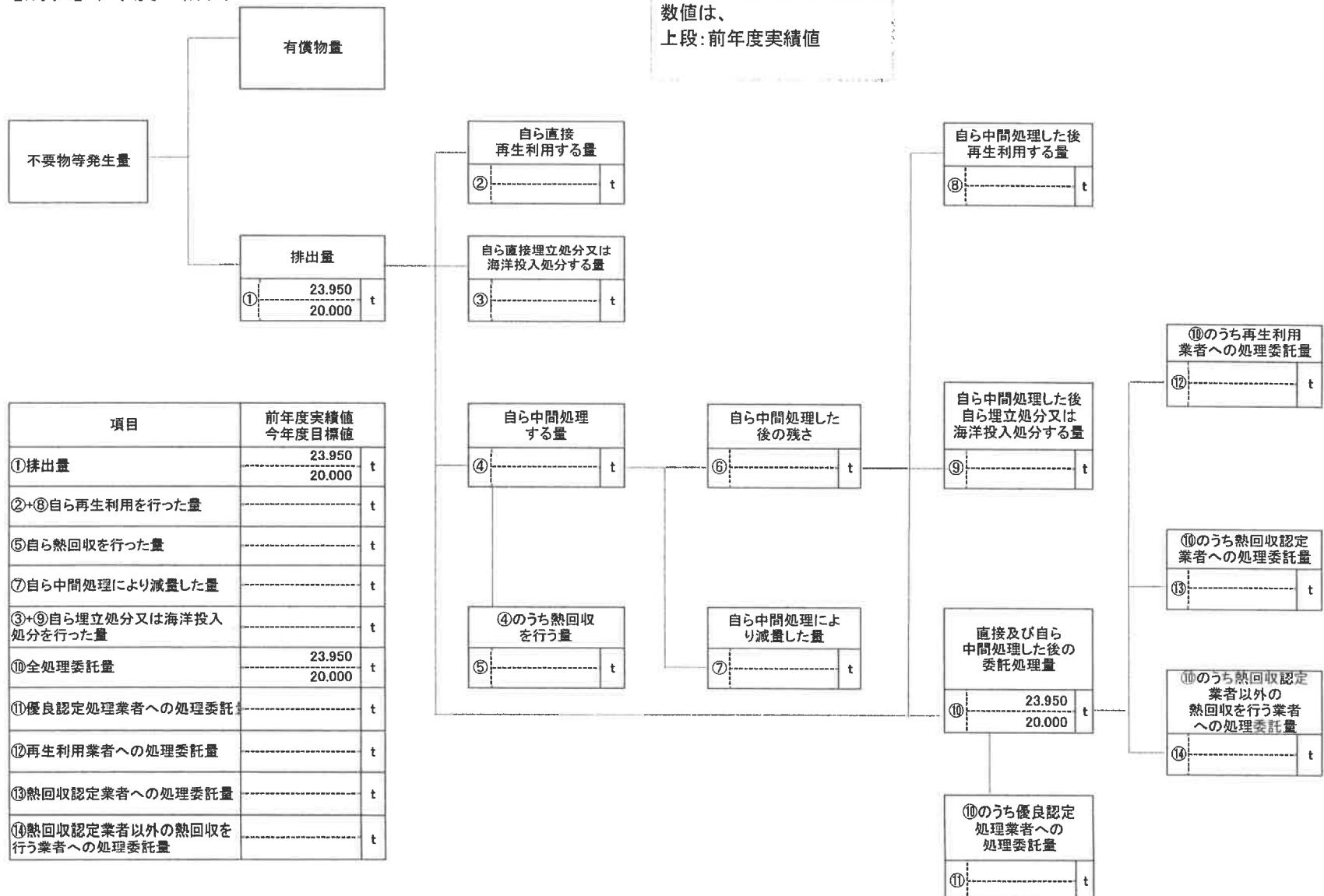
(産業廃棄物の種類: アスファルトがら

【別紙】今年度の計画



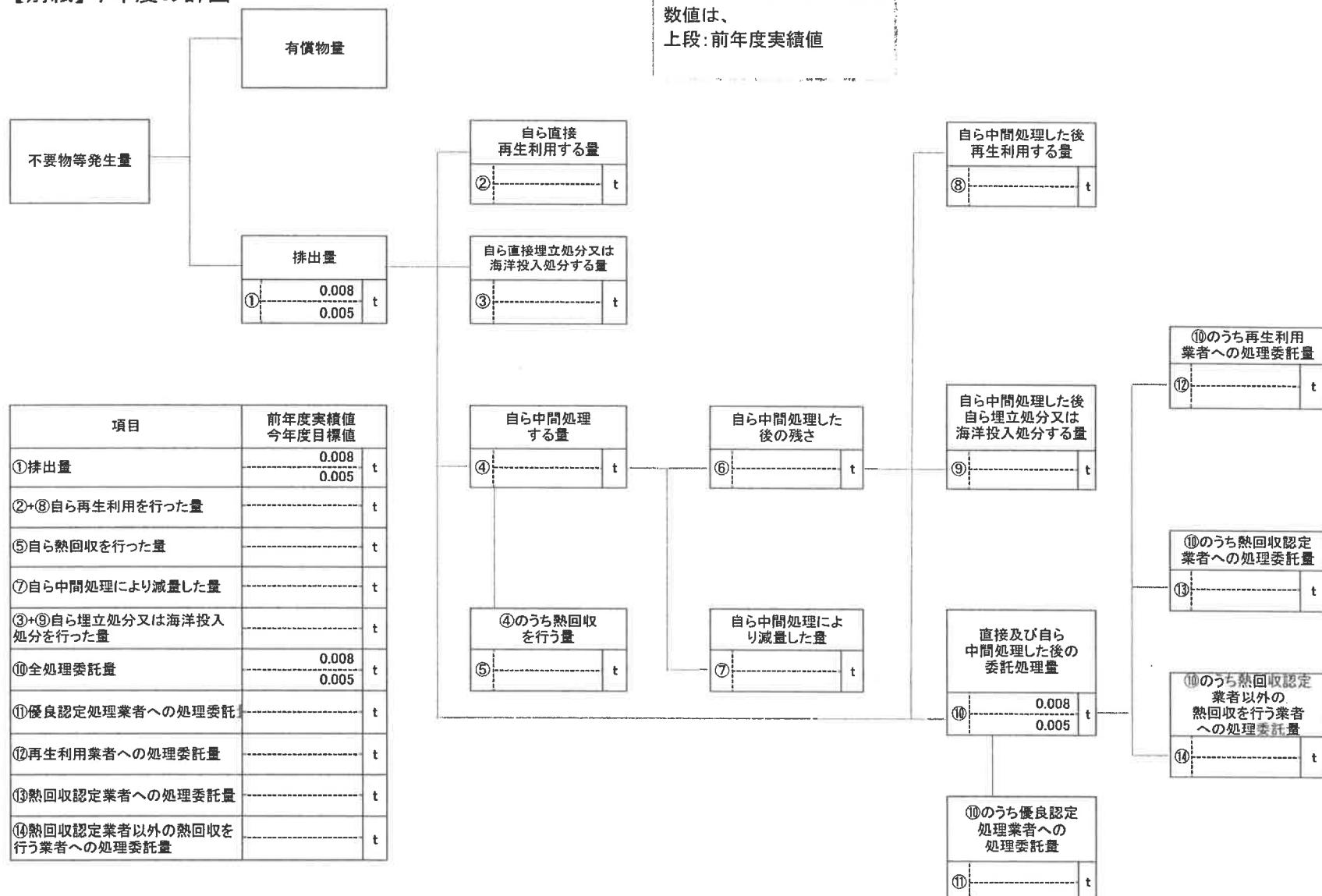
(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物)

【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物)

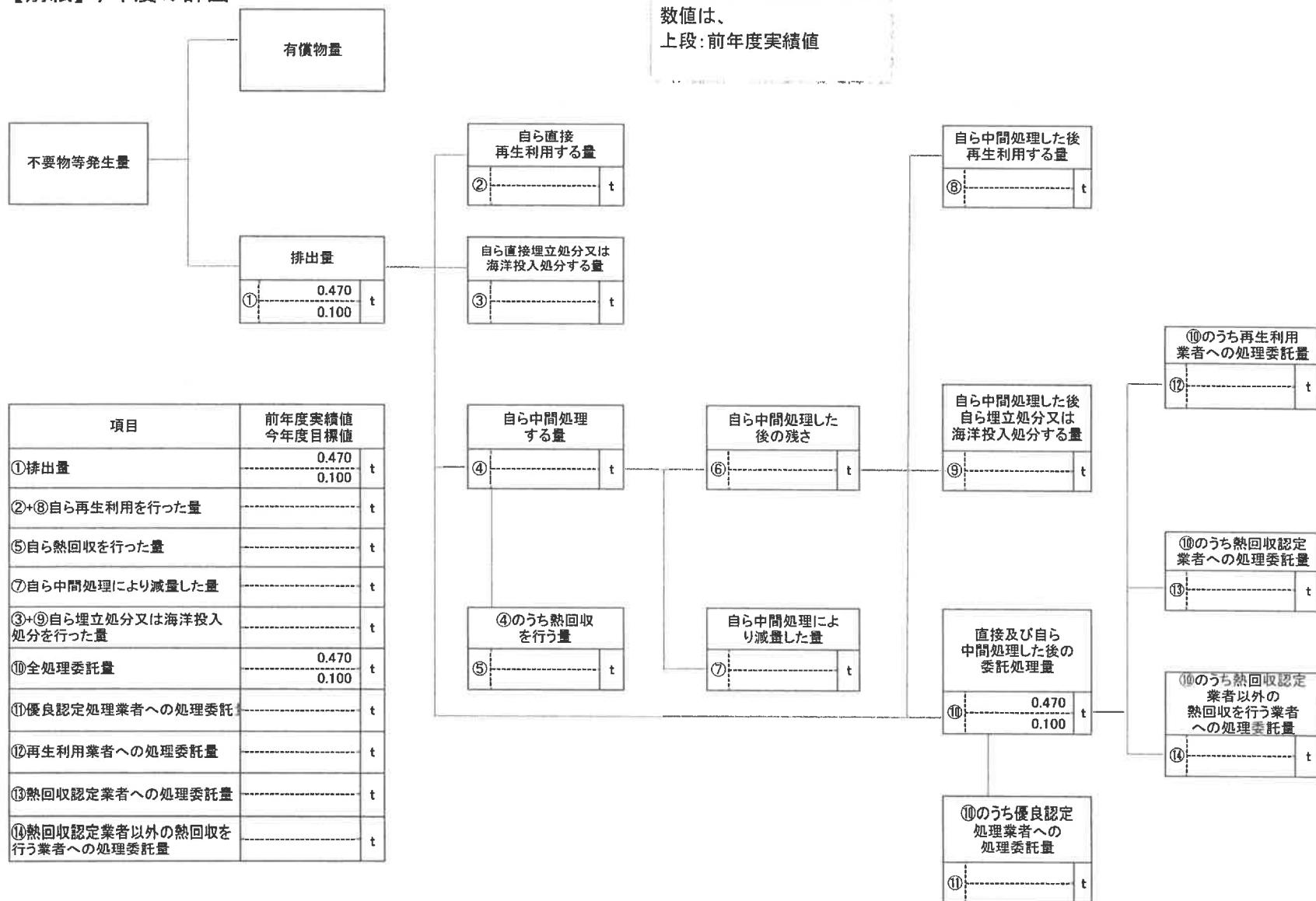
【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類: 廃石綿等)

【別紙】今年度の計画

数値は、
上段:前年度実績値



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。